

別表-2 検査項目、基準値及び頻度(地下水)

区分	項目	単位	基準値	頻度
保生 る全活 項に環 目関境 すの	水素イオン濃度(pH)	—		1回/月 及び 自動計測器による 連続測定
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L		1回/月
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L		
	浮遊物質(SS)	mg/L		
一 般 項 目	透視度	度		1回/月
	色度	度		
	臭気	—		
	蒸発残留物	mg/L		
	全窒素	mg/L		
	全りん	mg/L		
	亜鉛	mg/L		
	銅	mg/L		
	溶解性鉄	mg/L		
	溶解性マンガン	mg/L		
	フェノール類	mg/L		
	全クロム	mg/L		
	塩化物イオン	mg/L		
	電気伝導率	μ S/cm		1回/月 及び 自動計測器による 連続測定
人 の 健 康 の 保 護 に 関 す る 項 目	カドミウム	mg/L	0.003	1回/3月
	全シアン	mg/L	検出されないこと	
	有機りん	mg/L		
	鉛	mg/L	0.01	
	六価クロム	mg/L	0.02	
	ひ素	mg/L	0.01	
	総水銀	mg/L	0.0005	
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	
	ジクロロメタン	mg/L	0.02	
	四塩化炭素	mg/L	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	
	チウラム	mg/L	0.006	
	シマジン	mg/L	0.003	
	チオベンカルブ	mg/L	0.02	
	ベンゼン	mg/L	0.01	
	セレン	mg/L	0.01	
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	
	クロロエチレン(別名:塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002	
	硝酸性窒素	mg/L		
	亜硝酸性窒素	mg/L		
	ふっ素	mg/L		
	ほう素	mg/L		
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L		1回/年

(備考) (1) 準用基準「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)」地下水等検査項目に係る別表下欄に掲げる  
 (2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-  
 (1) 抄  
 井戸  
 井戸  
 井戸  
 井戸  
 井戸  
 井戸  
 (2)  
 区

別表-3-1 採水場所並びに検査項目、基準値及び頻度(場内モニタリング井戸)

(1) 採水場所

井戸名	採水場所
井戸-1	馬引沢峠近傍
井戸-2	貯留堤西
井戸-3	浸出水処理施設北西
井戸-4	管理棟北東(上流部)
井戸-5	処分場西
井戸-6-1	防災調整池南(下流部右岸)

(2) 検査項目、基準値及び頻度

区分	項目	単位	基準値	頻度
地下水連関推定のための水質分析項目	アンモニウムイオン	mg/L		1回/3月 (井戸-4,6-1の塩化物イオン、電気伝導率及び水素イオン濃度については1回/月)
	塩化物イオン	mg/L		
	硫酸イオン	mg/L		
	リン酸イオン	mg/L		
	ナトリウム	mg/L		
	カリウム	mg/L		
	カルシウム	mg/L		
	マグネシウム	mg/L		
	けい酸	mg/L		
	炭酸水素イオン	mg/L		
	溶解性鉄	mg/L		
	溶解性マンガン	mg/L		
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L		
	水素イオン濃度(pH)	-		
	電気伝導率	μ S/cm		
	全窒素	mg/L		
	酸化還元電位	mV		
	安全性確認の水質分析項目	銅	mg/L	
亜鉛		mg/L		
全クロム		mg/L		
カドミウム		mg/L	0.003	
全シアン		mg/L	検出されないこと	
鉛		mg/L	0.01	
六価クロム		mg/L	0.02	
ひ素		mg/L	0.01	
総水銀		mg/L	0.0005	
アルキル水銀		mg/L	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		mg/L	検出されないこと	
ジクロロメタン		mg/L	0.02	
四塩化炭素		mg/L	0.002	
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.004	
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	0.1	
1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	1	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.006	
トリクロロエチレン		mg/L	0.01	
テトラクロロエチレン		mg/L	0.01	
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.002	
チウラム		mg/L	0.006	
シマジン		mg/L	0.003	
チオベンカルブ		mg/L	0.02	
ベンゼン		mg/L	0.01	
セレン		mg/L	0.01	
1,4-ジオキサン		mg/L	0.05	
クロロエチレン(別名:塩化ビニルモノマー)		mg/L	0.002	
硝酸性窒素		mg/L		
亜硝酸性窒素		mg/L		
ふっ素	mg/L			
ほう素	mg/L			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		1回/年 (井戸-4,6-1のみ)	

(備考) (1) 準用基準「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)」地下水等検査項目に係る別表下欄に掲げる基準  
 (2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-3-2 採水場所並びに検査項目、基準値及び頻度(場外井戸)

(1) 採水場所

井戸名	採水場所	備考
井戸-7	大字大久野字玉ノ内7859番1	玉の内地区
井戸-8	大字大久野字玉ノ内8196番1	玉の内地区
井戸-9	大字大久野字玉ノ内8467番	玉の内地区
井戸-10	大字大久野字玉ノ内8693番	玉の内地区

(2) 検査項目、基準値及び頻度

区分	項目	単位	基準値	頻度
地下水 連関推定 のための 水質分析 項目	アンモニウムイオン	mg/L		1回/3月
	塩化物イオン	mg/L		
	硫酸イオン	mg/L		
	リン酸イオン	mg/L		
	ナトリウム	mg/L		
	カリウム	mg/L		
	カルシウム	mg/L		
	マグネシウム	mg/L		
	けい酸	mg/L		
	炭酸水素イオン	mg/L		
	溶解性鉄	mg/L		
	溶解性マンガン	mg/L		
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L		
	水素イオン濃度(pH)	-		
	電気伝導率	μ S/cm		
	全窒素	mg/L		
	酸化還元電位	mV		
	銅	mg/L		
	亜鉛	mg/L		
	全クロム	mg/L		
安全性 確認の 水質分析 項目	カドミウム	mg/L	0.003	1回/6月
	全シアン	mg/L	検出されないこと	
	鉛	mg/L	0.01	
	六価クロム	mg/L	0.02	
	ヒ素	mg/L	0.01	
	総水銀	mg/L	0.0005	
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	
	ジクロロメタン	mg/L	0.02	
	四塩化炭素	mg/L	0.002	
	クロロエチレン(別名:塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	
	チウラム	mg/L	0.006	
	シマジン	mg/L	0.003	
	チオベンカルブ	mg/L	0.02	
	ベンゼン	mg/L	0.01	
	セレン	mg/L	0.01	
	硝酸性窒素	mg/L	10	
	亜硝酸性窒素	mg/L		
	ふっ素	mg/L	0.8	
	ほう素	mg/L	1	
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	

(備考)

(1) 準用基準「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)」別表「人の健康の保護に関する環境基準」

(2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-4 検査項目、基準値及び頻度(防災調整池)

区分	項目	単位	基準値	頻度	
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度(pH)	—	(6.5以上8.5以下)	1回/月	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1		
	溶存酸素量(DO)	mg/L	(7.5以上)		
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L			
	浮遊物質(SS)	mg/L	25		
	大腸菌数	CFU/100mL	(20)		
	全亜鉛	mg/L	0.03		
	ノニルフェノール	mg/L	0.001		
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.03		
一般項目	透視度	度		1回/月	
	色度	度			
	臭気	—			
	蒸発残留物	mg/L			
	全窒素	mg/L			
	全りん	mg/L			
	銅	mg/L			
	溶解性鉄	mg/L			
	溶解性マンガン	mg/L			
	フェノール類	mg/L			
	全クロム	mg/L			
	塩化物イオン	mg/L			
	電気伝導率	μ S/cm			
人の健康の保護に関する項目	カドミウム	mg/L	0.003	1回/3月	
	全シアン	mg/L	検出されないこと		
	有機りん	mg/L			
	鉛	mg/L	0.01		
	六価クロム	mg/L	0.02		
	ひ素	mg/L	0.01		
	総水銀	mg/L	0.0005		
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	1回/6月	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと		
	ジクロロメタン	mg/L	0.02		
	四塩化炭素	mg/L	0.002		
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004		
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04		
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1		
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006		
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01		
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01		
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002		
	チウラム	mg/L	0.006		
	シマジン	mg/L	0.003		
	チオベンカルブ	mg/L	0.02		
	ベンゼン	mg/L	0.01		
	セレン	mg/L	0.01		
	硝酸性窒素	mg/L	10		
	亜硝酸性窒素	mg/L			
	ふっ素	mg/L	0.8		
	ほう素	mg/L	1		
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05		
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1		1回/年

(備考) (1) 準用基準「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表1「人の健康の保護に関する環境基準」  
 (生活環境の保全に関する項目については、別表2「生活環境の保全に関する環境基準」1(1)河川アの表 AA類型(平井川)及びイの表 生物Aを準用。ただし、水素イオン濃度、溶存酸素量及び大腸菌数の( )内の基準値については必要に応じて考慮する。)  
 (ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)」別表「水質」を準用)  
 (2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-5 採水場所並びに検査項目、基準値及び頻度(下水道放流水)

(1) 採水場所

	場所	備考
1	浸出水処理施設放流槽	
2	エコセメント化施設下水道放流水採水樹	

(2) 検査項目、基準値及び頻度

区分	項目	単位	基準値	頻度
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度(pH)	—	5.7を超え8.7未満	1回/月及び自動計測器による連続測定 14日を超えない排水期間毎に1回
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	300未満	1回/月及び自動計測器による連続測定 7日を超えない排水期間毎に1回及び自動計測器による連続測定
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L		
	浮遊物質(SS)	mg/L	300未満	
一般項目	温度	度	40未満	
	透視度	度		
	色度	度		
	臭気	—		
	蒸発残留物	mg/L		
	全窒素	mg/L	120未満	1回/月
	全りん	mg/L	16未満	
	亜鉛	mg/L	2	
	銅	mg/L	3	
	溶解性鉄	mg/L	10	
	溶解性マンガン	mg/L	10	
	フェノール類	mg/L	5	
	全クロム	mg/L	2	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	5	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	30	
	よう素消費量	mg/L	220未満	
	塩化物イオン	mg/L		
電気伝導率	μ S/cm			
人の健康の保護に関する項目	カドミウム	mg/L	0.03	1回/月
	全シアン	mg/L	1	
	有機りん	mg/L	1	
	鉛	mg/L	0.1	
	六価クロム	mg/L	0.2	
	ひ素	mg/L	0.1	
	総水銀	mg/L	0.005	
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	
	ジクロロメタン	mg/L	0.2	
	四塩化炭素	mg/L	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	
	チウラム	mg/L	0.06	1回/3月
	シマジン	mg/L	0.03	
	チオベンカルブ	mg/L	0.2	
	ベンゼン	mg/L	0.1	
	セレン	mg/L	0.1	
	硝酸性窒素	mg/L		
	亜硝酸性窒素	mg/L		
	ふっ素	mg/L	8	
	ほう素	mg/L	10	
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	1回/年

- (備考) (1) 適用基準「下水道法施行令(昭和34年政令第147号)」第9の4第1号から第33号まで掲げる物質」及び「日の出町下水道条例(平成2年条例第12号)」第13条及び第13条の2に掲げる物質を適用(ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)」別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度を適用)
- (2) 自動計測器による連続測定に替えて、1回/日の頻度で通常の検査を行うことも可とする。
- (3) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-6 検査項目、基準値及び頻度(浸出水処理施設の凝集沈殿汚泥)

区分	項目	単位	基準値	頻度
人の健康の保護に関する項目	カドミウム	mg/L	0.09	1回/年
	全シアン	mg/L	1	
	有機りん	mg/L	1	
	鉛	mg/L	0.3	
	六価クロム	mg/L	1.5	
	ひ素	mg/L	0.3	
	総水銀	mg/L	0.005	
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	
	ジクロロメタン	mg/L	0.2	
	四塩化炭素	mg/L	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	
	チウラム	mg/L	0.06	
シマジン	mg/L	0.03		
チオベンカルブ	mg/L	0.2		
ベンゼン	mg/L	0.1		
セレン	mg/L	0.3		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5		

(備考) (1) 準用基準「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)」の第3条別表第6の基準  
 (2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-7 発生ガスの検査項目、基準値及び頻度

項目	単位	頻度
アンモニア	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	1回/3月
一酸化炭素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	
硫化水素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	
エチレン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	
メタン	vol%	
二酸化炭素	vol%	
酸素	vol%	
窒素	vol%	
水素	vol%	
排出ガス量	m <sup>3</sup> N/h	

(備考) (1) 準用基準 「廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル(平成元年11月30日付、環水企第310号、衛環第183号)」の湧出ガス等の測定の特

(2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-8 排出ガスの検査項目、基準値及び頻度

(1) 採取場所

	採取場所	備考
1	エコセメント化施設焼成炉排出ガス採取口	
2	エコセメント化施設乾燥機等排出ガス採取口	

(2) 検査項目、基準値及び頻度

項目	単位	自己規制値	頻度	法規制基準値(参考)	
				焼成炉	乾燥機等
窒素酸化物	ppm	50	6回/年	250	414
硫黄酸化物	ppm	10		2,158	9,635
塩化水素	ppm	10		430	—
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.01		0.04	0.35
全水銀	μg/m <sup>3</sup> N	50		50	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.05	4回/年	0.1	—

(備考) (1) 自己規制値及び規制基準値は、酸素濃度12%に換算した値である。

(2) 法規制基準値は、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の基準値を示した。

(3) 法規制基準値欄のうち、硫黄酸化物及び塩化水素の値は法に定める基準値をppm単位に換算したものである。

(4) 法規制基準値欄のうち「—」は、法の基準値が設定されていない項目である。

(5) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

別表-9 悪臭の調査場所並びに検査項目、基準値及び頻度

(1) 調査場所

	測定場所	備考
1	処分場敷地境界1	防災調整池近傍
2	処分場敷地境界2	馬引沢峠近傍
3	処分場埋立地内	各期埋立地内

(2) 検査項目、基準値及び頻度

区分	項目	単位	基準値	頻度
悪臭物質	アンモニア	ppm	1	備考(3)
	メチルメルカプタン	ppm	0.002	
	硫化水素	ppm	0.02	
	硫化メチル	ppm	0.01	
	二硫化メチル	ppm	0.009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	
	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009	
	イソバレールアルデヒド	ppm	0.003	
	イソブタノール	ppm	0.9	
	酢酸エチル	ppm	3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1	
	トルエン	ppm	10	
	スチレン	ppm	0.4	
	キシレン	ppm	1	
	プロピオン酸	ppm	0.03	
ノルマル酪酸	ppm	0.001		
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009		
イソ吉草酸	ppm	0.001		
臭気	臭気指数	-	(敷地境界のみ10)	2回/年

(備考) (1) 準用基準 悪臭物質は、「悪臭防止法(昭和46年法律91号)」及び「都知事が決定した規制基準(平成7年告示第490号)」のうちその他地域を準用  
 臭気指数は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)」別表第7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」の7悪臭のうち第一種区域を準用  
 (2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。  
 (3) 処分場敷地境界1又は2で臭気指数が検出した場合、臭気指数を含めた全ての項目についてその月に測定を行うものとする。

参考)  
機等

4

35

5

算

別表-10 建設機械、埋立作業機械及びエコセメント化施設の稼動による騒音・振動

(1) 測定場所

	測定場所	備考
1	大字大久野字玉ノ内7857番1	玉の内地区
2	大字大久野字坂本7307番3	坂本地区
3	大字大久野字水口6141番1	水口地区
4	処分場敷地境界1	二ツ塚近傍
5	処分場敷地境界2	貯留堤近傍
6	大字大久野字玉ノ内8591番1	土砂仮置場(相沢沖)近傍

(2) 騒音の基準値

測定場所	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から午前8時まで	評価
1~6	50デシベル	45デシベル	90%上端値による

(備考) 準用基準「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)」別表第7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」5騒音の第2種区域を準用(4~5の敷地境界については適用)

(3) 振動の基準値

測定場所	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から午前8時まで
1~6	60デシベル	55デシベル

(備考) 準用基準「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)」別表第7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」6振動の第1種区域を準用(4~5の敷地境界については適用)

(4) 騒音・振動の調査は年に1回行うものとする。

ただし、測定場所6については、混合土製造プラント稼動中にも必要に応じて行うものとする。

別表-11 道路交通による騒音・振動

(1) 測定場所

測定場所	備考
大字大久野字玉ノ内7783番2	玉の内交差点近傍

(2) 騒音の基準値

昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から午前6時まで	評価
70デシベル	65デシベル	等価騒音レベルによる

(備考) 準用基準「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」の「幹線道路近接空間における特例」を準用

(3) 振動の基準値

昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から午前8時まで
65デシベル	60デシベル

(備考) 準用基準「振動規制法(昭和51年法律第64号)」施行規則別表第二の第1種区域の「道路交通振動の限度」を準用

(4) 騒音・振動の調査は年に1回行うものとする。

別表-12 処分場の浮遊粒子状物質の調査場所並びに検査項目、基準値及び頻度

(1)調査場所

	測定場所	備考
1	処分場敷地境界1	防災調整池近傍
2	処分場敷地境界2	馬引沢峠近傍

(2)検査項目、基準値及び頻度

項目	基準値	頻度
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	夏冬の2回/年 (各14日間)

(備考) 準用基準「大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)」別表の基準

別表-13 大気の測定場所並びに検査項目、基準値及び頻度

(1)測定場所

	測定場所	備考
1	大字大久野字玉ノ内7857番1	玉の内地区
2	大字大久野字玉ノ内8256番1	玉の内会館
3	大字大久野字玉ノ内8767番1	玉の内地区

(2)検査項目、基準値及び頻度

項目	基準値	頻度
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	夏冬の2回/年 (各14日間)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	

(備考) 準用基準「大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第25号)」別表及び「二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環境庁告示第38号)」

別表-14 底質及び土壌の採取場所並びに検査項目、基準値及び頻度

(1) 採取場所

	測定場所	備考
1	防災調整池放流口下流(底質)	放流口下流
2	処分場敷地境界1(土壌)	貯留堤近傍
3	処分場敷地境界2(土壌)	馬引沢峠近傍

(2) 検査項目、基準値及び頻度

区分	項目	単位	基準値	頻度
土壌汚染に係る環境基準	カドミウム	mg/L	0.003	1回/年 <sup>(3)</sup>
	全シアン	mg/L	検出されないこと	
	有機りん	mg/L	検出されないこと	
	鉛	mg/L	0.01	
	六価クロム	mg/L	0.05	
	ひ素	mg/L	0.01	
	総水銀	mg/L	0.0005	
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	
	銅	mg/kg	125	
	ジクロロメタン	mg/L	0.02	
	四塩化炭素	mg/L	0.002	
	クロロエチレン(別名:塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	
	チウラム	mg/L	0.006	
	シマジン	mg/L	0.003	
	チオベンカルブ	mg/L	0.02	
	ベンゼン	mg/L	0.01	
	セレン	mg/L	0.01	
	ふっ素	mg/L	0.8	
	ほう素	mg/L	1	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05		
基礎項目	水素イオン濃度(pH)	-		
	強熱減量	wt%		

(備考)(1) 準用基準「土壌汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」別表の基準

(2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。

(3) 土壌調査は、浮遊粒子状物質調査(別表-12)で基準を超える値が検出した場合、測定を行うものとする。

別表-15 エコセメント化施設の主要機器の点検

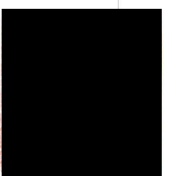
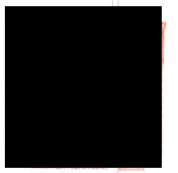
設備名	機器名	点検頻度
焼却残さ受入設備	焼却残さクレーン	1回/週
前処理設備	乾燥機	1回/週
	粉碎機	1回/週
原料受入・調合設備	調合ブレンダー	1回/週
焼成設備	焼成炉	毎日
	クリンカ冷却設備	1回/週
排ガス処理設備	排ガス冷却設備	1回/週
	誘引送風機	1回/週
重金属回収設備	脱水機	1回/週
電気設備	受変電設備	1回/月

頻度

(3)

別表-16 資料の保存年限と管理区分

資 料 名	保存年限	備 考
環境影響評価書	永久	町、組合で保管
環境影響評価書資料編	永久	〃
事後調査計画書	永久	〃
事後調査報告書	永久	〃
日の出町二ツ塚広域処分場実施設計概要書 平成8年3月	永久	組合で保管
実施設計図書 平成15年12月 多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する建設工事	永久	〃
工事図面集	永久	〃
竣工図書	永久	〃
廃棄物処分量(種類別、組織団体別)		〃
処分場の維持管理記録	永久	〃
公害防止協定書	永久	町、組合で保管
細目協定書	永久	〃
その他必要なもの (内容確認の上、その都度保存年限を決める)		



111111

## 町長報告第9号

件名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書に基づく道路交通騒音・振動調査の運用に関する覚書の締結について

担当課 企画財政課

令和8年6月1日報告

本報告は、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書に基づく道路交通騒音・振動調査の運用に関する覚書の締結について報告するものでございます。

本覚書は、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書第1条第16項第4号において規定の、道路交通騒音・振動の調査について、エコセメント化施設更新期間中において馬場内科クリニック前での調査を追加する旨を規定するものです。

本調査は以前、玉の内の交差点近傍及び馬場内科クリニック前の2か所で実施しておりましたが、エコセメント化施設が稼働した平成18年度以降騒音、振動ともに基準超過はなかったこと、平成19年と比較し、循環組合関係車両の通行台数は約28%程度に減少していることを理由として、令和8年3月31日付で締結いたしました公害防止細目協定において、調査箇所を玉の内の交差点近傍の1か所に変更いたしました。

一方でエコセメント化施設更新工事が施工されることに伴い、工事車両の通行台数増加が見込まれることから、工事期間中の調査場所を追加する旨、覚書として締結いたしましたので、報告いたします。

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書に基づく  
道路交通騒音・振動調査の運用に関する覚書

令和8年3月31日付けで締結した、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書第1条第16項(4)について、以下のとおり運用する。

1. 乙は、エコセメント化施設基幹的設備改良工事の期間中（終期：令和13年3月31日）は、別表-11(1)に掲げる測定場所のほか、下表に掲げる測定場所において、別表-11(4)に掲げる頻度で調査を行うものとする。

なお、工期が変更された場合は、変更後の工期を期間中とする。

測定場所	備考
大字大久野字萱窪 1062 番 1	馬場内科クリニック

2. 前項で定める調査において、別表-11(2)に掲げる騒音又は(3)に掲げる振動の基準値を超過し、かつ、地域住民の生活環境の保全上支障を生じていると認められる場合は、工事終了後における前項の測定場所の取扱いについて、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

3. 前項に該当しない場合は、工事終了後、本覚書は失効するものとする。

令和8年3月31日

甲 東京都西多摩郡日の出町

町長 東 亨

乙 東京たま広域資源循環組合

管理者 阿部 裕行

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会

会長 山崎 忠

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会二ツ塚処分場対策委員会

委員長 宮岡 義基

町長報告第10号

件名 中間処理施設への立入調査実施の一部変更について  
担当課 企画財政課

令和8年6月1日報告

本報告は中間処理施設への立入調査実施の一部変更について報告するものでございます。

平成22年に中間処理施設において発生いたしました有害ごみの不適正処理問題を受け、東京たま広域資源循環組合において平成23年から行っておりました、中間処理施設への立入調査の頻度につきまして、1年に1度から2年に1度へと変更したことを報告いたします。

今回の変更につきましては、令和8年1月28日付で東京たま広域資源循環組合より立入調査の一部変更について申入れがなされ、その後令和8年3月26日付で町が了承したものです。

なお、今回の変更対象は、現在は搬入されておりませんが、今後搬入される可能性のある廃棄物としております。

日の出町長

東 亨 殿

東京たま広域資源循環組合

管理者 阿部 裕 行

立入調査実施の一部変更について（申入れ）

平素より、当組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

かつて、多摩川衛生組合が平成 21 年 12 月と平成 22 年 2 月に有害ごみ（廃乾電池・廃蛍光管）の焼却試験を行い、その焼却残さ（飛灰固化物）をニツ塚処分場へ搬入、平成 22 年 6 月から 8 月には同組合の運転管理受託業者が廃蛍光管をパッカー車により破碎処理していたことを受け、再発防止策の一つとして、平成 23 年度から中間処理施設の定期的な立入調査を実施しております。

これまで立入調査は、可燃ごみ処理施設（5 施設）、可燃ごみ・不燃ごみ処理施設（9 施設）、不燃ごみ処理施設（8 施設）に対し、調査票の提出、ヒアリング、業務日報等の確認及び現場調査を実施し、その結果を循環組合より「管理運営状況報告」として、毎年 6 月に日の出町全員協議会において報告しているところです。一方、平成 30 年度以降、ニツ塚処分場には不燃残さの搬入がないことなどを踏まえ、実情に沿った立入調査の見直しが必要となっております。

つきましては、令和 7 年度以降の立入調査については、下記のとおり一部変更して実施し、その結果を報告することについて、特段のご理解を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

記

- 1 焼却残さを搬入している可燃ごみ処理施設及び可燃ごみ・不燃ごみ処理施設（14 施設）の立入調査を実施し報告する。
- 2 不燃ごみ処理施設（8 施設）の立入調査は、2 年に 1 回実施し報告する。  
但し、災害発生時など、今後、不燃残さを搬入する場合は、搬入前に当該施設の立入調査を実施するとともに、搬入が続く間、毎年立入調査を実施する。
- 3 可燃ごみ処理施設の立入調査に際し、より実効性を高めるために、排ガス中の水銀濃度測定結果を追加確認する。

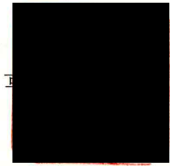
担当 適正化・広報担当 石黒

TEL 042-597-6152

7日企第2029号  
令和8年3月27日

東京たま広域資源循環組合  
管理者 阿部裕行 様

日の出町長 東



中間処理施設への立入調査実施の一部変更について（回答）

平素、二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設の安全・安心な管理運営にご尽力いただいておりますことに心から敬意を表します。

さて、令和8年1月28日付7資循適第111号により貴組合から申入れを受けましたこのことについて、下記のとおり回答します。

なお、過去に中間処理施設で起こった有害ごみの不適切処理事案を戒めとして、地域住民が安心して暮らせるよう二ツ塚廃棄物広域処分場とエコセメント化施設の管理運営を徹底されたい。

記

貴組合申入れ事項	町回答
1 焼却残さを搬入している可燃ごみ処理施設及び可燃ごみ・不燃ごみ処理施設（14施設）の立入調査を実施し報告する。	了承する。
2 不燃ごみ処理施設（8施設）の立入調査は、2年に1回実施し報告する。 但し、災害発生時など、今後、不燃残さを搬入する場合は、搬入前に当該施設の立入調査を実施するとともに、搬入が続く間、毎年立入調査を実施する。	了承する。
3 可燃ごみ処理施設の立入調査に際し、より実効性を高めるために、排ガス中の水銀濃度測定結果を追加確認する。	了承する。

## 町長報告第11号

件名 日の出町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定の締結について

担当課 企画財政課

令和8年6月1日報告

日の出町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定の締結につきましては、相互に連携及び協力して、双方の資源を有効活用しながら協働による活動を推進することにより、地域の防災、暮らしの安全、安心等について連携することを目的として、令和8年3月26日、日の出町役場において調印式を執り行いました。

主な内容としましては、地域の防災に関する事項、町の魅力発信に関する事項、高齢者・障がい者支援に関する事項、こどもの育成に関する事項、環境保全・対策に関する事項において、相互連携・協働による取り組みを図っていきます。

なお、以前からの取り組みであります、高齢者・障がい者の見守り支援、不法投棄などの情報共有、災害時における協力などは継続してまいります。

## 日の出町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

日の出町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互に協力し、地域の活性化および住民サービスの向上を図るため、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携・協力することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進し、地域の活性化および住民サービスの向上を図ることを目的とする。

なお、乙においては日の出町に所在する郵便局及びあきる野市に所在するあきる野郵便局が本協定に定める連携事項を実施する。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- 地域の防災、暮らしの安全・安心に関すること
- 町の魅力や町政情報の発信・PRに関すること
- 高齢者・障がい者の支援に関すること
- 未来を担うこどもの育成に関すること
- 環境保全、対策に関すること
- 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化および住民サービス向上に関すること

2 甲および乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 甲又は乙は、連携事項について協力をした場合および協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、連携事項による協力の実施において、甲又は乙が、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときはこの限りではない。

### （守秘義務）

第5条 甲および乙は、連携事項の具体化の検討および第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲および乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月26日

甲 東京都西多摩郡日の出町平井2780番地

日の出町長

東 亨

乙 東京都西多摩郡日の出町平井1186番地

日本郵便株式会社 平井郵便局長

梶谷尚弘

東京都あきる野市秋川三丁目2番地1

日本郵便株式会社 あきる野郵便局長

林部晋也

## 町長報告第12号

件名 日の出町インフィニティ∞お祝い記念事業について  
担当課 企画財政課

令和8年6月1日報告

本報告は、令和8年8月8日に結婚等で入籍される方をお祝いする事業でございます。

日の出町インフィニティ∞お祝い記念事業につきましては、8が並び末広がり縁起が良い日に、町内に住所または本籍地がある等、町と縁がある方を対象に、婚姻届や出生届を提出される方へ町として祝意を表し、人生の節目に地域全体で祝福することで、町の温かさや移住・定住にもつながる事業として実施するものでございます。

具体的な事業内容といたしましては、本事業を広報紙等で事前に周知を行ったうえで、令和8年8月8日土曜日の午前中、婚姻届・出生届を役場に提出される方を事前に募り、特別に開設する窓口にて先着8組の方々へのフォトパネルによる記念撮影、特別デザインの記念証、記念品を贈呈して祝福する予定でございます。

届出をされる方々には良い記念日となることで、町や地域への愛着・定住意識の醸成につながることを期待されます。

また、周知を行うにあたっては、町の広報媒体による周知のみではなく、関係機関への協力、東京都結婚応援キャンペーン等を含めたプレスリリース他により幅広く案内することで、町がライフイベントに寄り添う姿勢やイメージアップ効果も期待しております。

## 町長報告第13号

件 名 地方創生応援税制に伴う寄付採納について

担 当 課 企画財政課

令和8年6月1日報告

本報告は、西武信用金庫より「地方創生応援税制」に伴う寄付採納があったため報告するものでございます。

地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」につきましては、日の出町が策定する地域再生計画、「日の出町まち・ひと・しごと創生推進計画」の取り組みに対し、それに賛同する企業から寄付をいただく仕組みとなっており、企業側としましても地域への貢献に加え、法人関係税の税額控除が受けられる制度となっております。

今回、西武信用金庫からは寄付金として100万円・大阪・関西万国博覧会で設置された間伐材使用ベンチ2台・緊急災害時用段ボールベッド100台の寄付採納願をいただき、令和8年4月3日(金)に贈呈式を行いました。

寄附金については、「時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る事業」のために有効に活用させていただきます。

間伐材使用ベンチについては図書館ブラウジングコーナーに設置しており、来館者に親しまれております。

緊急災害時用段ボールベッドにつきましては現在、製造中の段階で8月を目途に納品され、有事に備え備蓄させていただく予定でございます。

今後も制度の趣旨に則り、民間資金を活用した地方創生の取組の活性化を図ってまいります。

## 町長報告第14号

件 名 ふるさと応援納税推進事業支援サービスについて  
担 当 課 企画財政課

令和8年6月1日報告

本報告は、ふるさと応援納税推進事業支援サービス（現地決済型ふるさと納税）の契約締結状況および進捗について報告するものでございます。

本事業は、観光客等の来訪者による寄付を促進し、地域内消費の拡大や町内事業者の支援を図ることを目的としております。

令和8年4月1日付で、株式会社DMC aizuを指定納付受託者として指定するとともに、ふるさと応援納税推進事業支援サービスの契約を締結いたしました。

導入する現地決済型ふるさと納税は、町内の観光施設や飲食店等を訪れた観光客等の来訪者が、スマートフォン等を用いてその場で寄付を行い、返礼品として発行される電子クーポンを即時に町内事業者で利用できる仕組みとなっております。

町内でのレジャーや飲食は、ふるさと納税制度上「地場製品の提供」として返礼品に該当するため、多くの事業者に参加いただけることを見込んでおります。

なお、事業開始に伴う町の負担につきましては、収納寄付金に対する一定割合の利用料のみであり、維持管理費は発生しない契約内容となっております。

5月20日には事業者説明会を開催し、導入事業者の募集を開始したところであります。

今後は、準備が整い次第、広報紙やホームページ等を通じて周知を行い、円滑な事業開始を目指してまいります。

## 町長報告第15号

件 名 ひのでブランド認定要綱の制定について

担 当 課 企画財政課

令和8年6月1日報告

本報告は、日の出町特産物の普及および地域ブランド化を推進するため、「ひのでブランド認定要綱」を制定したことについて、その概要を報告するものでございます。

「ひのでブランド」認定の目的でございますが、町の特産物を明確化し、広く周知することで、知名度および発信力の向上を図り、産業振興や観光振興につなげることを目指しております。

あわせて、町民の皆様にとりましても、誇りを持てる産品として郷土愛の醸成や地域の魅力再発見につながる効果を期待するものでございます。

次に、要綱の主な内容でございます。

町内で生産される加工品等を「名産品」、農産物などの一次産品を「特産品」と位置づけ、町内に住所または事業所を有する個人・法人等を認定対象としております。

選定を経て認定された品目につきましては、認定証を交付するとともに、認定料5,000円を納付いただくことで、販売促進に関する情報提供やPRをはじめ、旗・シール等のPR資材を提供する制度となっております。認定の有効期間は5年間で、更新制としております。

最後に、今後の展開でございます。

町といたしましては、パンフレットの作成、町ホームページでの掲載、物販支援など、認定者や関係機関と連携しながら、地域活性化に取り組んでまいります。

町長報告第16号

件名 日の出町国民健康保険 健康増進事業への寄附採納について

担当課 町民課

令和8年6月1日報告

日の出町国民健康保険は、被保険者の健康づくりを社会全体で取り組むため、民間企業等との連携協定を推進しています。

このたび、令和7年8月5日に日の出町と健康増進に関する連携協定を締結した第一生命保険株式会社東京西支社から、日の出町国民健康保険が実施する健康増進事業への支援として20万円の寄附をいただき、去る令和8年5月11日に寄附受領式を執り行いました。

お預かりいたしました寄附金は、日の出町民の健康増進に向けた取り組みのために有効に活用させていただきます。

## 町長報告第17号

件 名 日の出町 西武信用金庫 (株)バイウィル カーボンニュートラルの推進に向けた連携に関する協定について

担 当 課 協働推進課

令和8年6月1日報告

令和8年4月24日に、日の出町と西武信用金庫と株式会社バイウィルとの三者で、地球温暖化対策の推進及び脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、「カーボンニュートラルの推進に向けた連携に関する協定」を締結いたしましたので、報告するものでございます。

これは、東京都の「プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業」において、都内参加団体2例目となる先進的な試みでございます。

本協定に基づき、今後は三者がそれぞれの強みを活かし、省エネ機器の普及促進や再生可能エネルギーへの転換支援、さらには住民の皆様の環境配慮行動を促す意識醸成に至るまで、多角的な視点で取り組みを展開してまいりたいと考えております。

## 連携協定書

東京都日の出町（以下「甲」という）と西武信用金庫（以下「乙」という）と株式会社バイウィル（以下「丙」という）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 甲・乙・丙の三者（以下単に「当事者」という）は、J-クレジットをはじめとした各種環境価値に関する情報の共有化、事業の推進等を通じて相互の連携を強化し、地域におけるカーボンニュートラルおよびサーキュラーエコノミーの実現に寄与することを目的とする。

### （連携内容）

第2条 当事者は、本協定の目的を達成するために、以下の事項について協力する。

- （1）環境価値に関する情報・サービス・ノウハウ等の提供
- （2）環境価値を活用した新たなビジネスモデルの創出
- （3）その他、本協定の目的に資すると当事者が認める事項

### （協定期間）

第3条 本協定は、本協定書の締結日から効力を生じ、1年間有効とする。ただし、期間満了の1か月前までに、本協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、自動的に更新されるものとし、その後もまた同様とする。

### （協力体制）

第4条 当事者は、本協定の履行に必要な協力体制を構築するため、以下の事項を行う。

- （1）連携に関する窓口を設置し、情報交換を円滑に行う。
- （2）当事者のニーズに応じた情報提供や協力を行う。
- （3）本協定に基づく事業に関する情報の共有や進捗状況の報告を行う。

### （秘密保持）

第5条 当事者は、文書、口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、本協定に基づき他の当事者（以下「開示当事者」という）が開示する技術上、営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を他に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

- （1）事前に開示当事者の承諾を得て第三者に開示する情報
- （2）開示当事者から開示を受けた際に既に公知となっている情報
- （3）開示当事者から開示を受けた後、開示を受けた当事者の責によること

なく公知となった情報

- (4) 開示当事者から開示を受ける前に取得していた情報
- (5) 本協定に違反することなく他の手段により取得した情報
- (6) 開示当事者から開示を受けた情報を使用することなく取得した情報
- (7) 法令等の規定により開示が義務付けられた情報

2 当事者が業務を委任し、又は委託する弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家並びに当事者の関連会社等の役職員等、法令その他の規程、委任契約、社内規則等により秘密情報の取扱いに関し本協定と同等以上の秘密保持義務を負う者は、前項の第三者には含まれないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 当事者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて自己以外の者の信用を毀損し、又は自己以外の者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当事者は、他の当事者が前2項のいずれかに違反した場合は、当該他の当事者の有する期限の利益を喪失させ、また通知又は催告等何らの手続を要しないで、直ちに本協定を解除することができる。

(協定の解除)

第7条 当事者は、他の当事者が本協定に違反したとき、書面による催告を行い、催告後30日以内に是正されない場合、本協定を解除することができる。ただし、解除の効力は、解除通知を受領した日から生じるものとする。

2 本協定を解除した場合、前項の解除通知を受けた当事者は、他の当事者に関するすべての秘密情報を当該他の当事者の指定する方法で返却または処分するものとする。

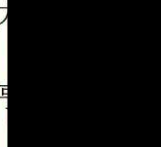
3 本協定の解除により、他の当事者に損害が生じた場合、本協定を解除した当事者はその損害を賠償する責を一切負わないものとする。また、本協定を解除した者に損害が生じた場合、他の当事者はその損害を賠償する責を負うものとする。

(協議事項)

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。


この協定締結の証として本書3通を作成し、当事者は署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 28 日


甲 東京都西多摩郡日の出町  80 番地

日の出町長 東 

乙 東京都中野区中野二丁目 29 番 10 号

西武信用金庫  
理事長 高橋 一郎 

丙 東京都中央区銀座7丁目3番5号ヒューリック銀座7丁目ビル4階

株式会社バイウィル  
代表取締役社長 下村 雄一郎 



## 町長報告第18号

件 名 民生委員・児童委員の委嘱について

担 当 課 福祉総務課

令和8年6月1日報告

本報告は、民生委員・児童委員の委嘱について報告するものでございます。

日の出町民生委員・児童委員の定数は、区域担当25人、主任児童委員2人の計27人となっております。

昨年12月に3年に1度の一斉改選が行われましたが、区域担当の委員において、4人の欠員が生じておりました。

令和8年4月に、第4自治会の区域担当候補者の方、1人を日の出町民生委員推薦会において審議し、東京都へ推薦しておりましたが、6月1日付で、厚生労働大臣より、新たに民生委員・児童委員として委嘱されることとなりました。

これにより、民生委員・児童委員の人員数が、区域担当22人、主任児童委員2人の計24人となりました。

なお、第6自治会、第9自治会、第10自治会の3地区において、3人の欠員が生じております。

今後も、地元自治会、福祉関係団体等と連携し、民生委員・児童委員の確保に努めてまいります。

## 町長報告第19号

件 名 地域農業経営基盤強化促進計画（通称「地域計画」）の更新について

担 当 課 産業観光課

令和8年6月1日報告

本報告は、地域農業経営基盤強化促進計画（通称「地域計画」）の更新について報告するものでございます。

令和5年4月に改正された「農業経営基盤強化促進法」に基づき、地域農業の将来像を描くもので、この改正により「地域農業経営基盤強化促進計画」（通称「地域計画」）として令和7年3月に策定いたしました。

この地域計画では、当該区域の土地所有者や農業者、農業委員会などの関係者と「協議の場」を設け、農用地の利用の集積、集団化を図り、将来にわたって農地を残すために、10年後の農地利用の「計画」と「目標地区」を作成いたします。

地域計画の対象は市街化区域を除いた区域とされ、日の出町農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域の農用地に指定された地区から、一定の面積を有している三吉野油田地区と隣接している東本宿地区の一部を計画の対象地区としております。

この地域計画は、農地が適切に利用されるよう、随時変更や更新を想定しており、令和7年度においては、12月までに集積が図られた農用地について更新を行いました。

今後も必要に応じて協議の場や検討委員会を開催し、10年後の将来像に向けた取り組みを推進してまいります。

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 10日
更新年月日	令和 8年 3月 31日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	日の出町 (13305)
地域名 (地域内農業集落名)	三吉野油田・東本宿地区 (平井)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	17.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	17.8 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	17.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8.1 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) ⑤は、町内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。(規模拡大意向の面積)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は、町の南部、あきる野市と接した位置にあり、昭和60～63年に三吉野油田地区土地改良事業で整備した平坦な畑地帯である。農業振興地域内であり、多くの農地は農用地区域に指定されている。主な農産物は、さといも、だいこん、じゃがいもなど露地野菜及びトマト、キュウリなどの施設野菜であり、一部は町民農園としても利用されている。新規就農者や法人も参入し、経営面積規模の拡大を希望する経営体もある。  
 しかし、農地所有者等へのアンケート調査によると、農地所有者の6割以上が”耕作面積規模の縮小”や”離農”の意向を示しており、このままでは遊休農地の更なる増加が懸念される。そのため、当地域での営農が定着し、規模拡大の意向のある経営体や新規就農者などに農地の利用集積を図り、将来にわたり農地の有効活用を図る必要がある。また、耕作地が飛び地となっており、集約化等により利用効率を高める必要がある。さらに、農業用水利用の利便性確保対策が求められている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

平坦な畑地帯が広がる環境を生かして、露地野菜、施設野菜など多様な農業が営まれている。また、都心に近い立地にあって緑豊かな自然環境を有しているという条件を生かし、リフレッシュを兼ねた体験型農業、観光農業を含め、多様な経営体による農業を目指す。そのため、農地の集積・集約化を進めつつ、新たな担い手の確保と育成、農地の適正管理を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手(認定農業者、認定新規就農者など)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で、地域農業を担う多様な者により農地の有効利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	24.7	%	将来の目標とする集積率
			69.7 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地の集約化を推進し、団地化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<b>(1)農用地の集積、集団化の取組</b>
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心に、担い手への農地の集積を進める。また、生産効率を高めるため、経営耕地の集約化を検討する。
<b>(2)農地中間管理機構の活用方法</b>
貸出希望または離農希望者の農地について、農地中間管理機構に貸し付け、土壌条件や担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
<b>(3)基盤整備事業への取組</b>
担い手のニーズを踏まえ、今後検討を進める。
<b>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</b>
東京都、東京都農業会議、秋川農業協同組合などと連携し、地域内外から多様な経営体を含めたマッチングを進める。さらに栽培技術指導や空家の紹介の支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
<b>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</b>
今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑩その他の取組

区域内にある共同利用井戸の同一敷地内に、共同で利用できる農産物出荷調整作業場の設置を検討している。



## 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	利用者	(1)	野菜	0.42 ha	ha	野菜	0.52 ha	ha	(1)	
2	認農	(2)	野菜	0.56 ha	ha	野菜	2.56 ha	ha	(2)	
3	認農	(3)	野菜	0.17 ha	ha	野菜	0.37 ha	ha	(3)	
4	認農	(4)	野菜	0.72 ha	ha	野菜	2.87 ha	ha	(4)	
5	認農	(5)	野菜	0.37 ha	ha	野菜	1.82 ha	ha	(5)	
6	認農	(6)	野菜	0.28 ha	ha	野菜	0.48 ha	ha	(6)	
7	認就	(7)	野菜	0.18 ha	ha	野菜	2.18 ha	ha	(7)	
8	認農	(8)	野菜	0.13 ha	ha	野菜	0.13 ha	ha	(8)	
9	認農	(9)	野菜	0.15 ha	ha	野菜	0.15 ha	ha	(9)	
10	認農	(10)	野菜	0.30 ha	ha	野菜	0.30 ha	ha	(10)	
11	認農	(11)	野菜	0.59 ha	ha	野菜	0.59 ha	ha	(11)	
12	認農	(12)	野菜	0.86 ha	ha	野菜	0.86 ha	ha	(12)	
13	認農	(13)	野菜	0.10 ha	ha	野菜	0.10 ha	ha	(13)	
計				4.82 ha	ha		12.91 ha	ha		
うち担い手(認農・認就・基本構想基準達成者)				4.40 ha			12.40 ha			
全体				17.8 ha			17.8 ha			
担い手への集積率				24.7 %			69.7 %			

## 町長報告第20号

件 名 ひので観光大使の委嘱について

担 当 課 産業観光課

令和8年6月1日報告

本報告は、ひので観光大使の委嘱について報告するものでございます。

町の魅力を広く内外へ発信し、観光振興及び地域活性化を図ることを目的として、「ひので観光大使」を設置し、このたび、日の出町出身のお笑いコンビ スパイシーガーリック のジョン氏を、ひので観光大使として委嘱する予定であります。

なお、本人からの同意書につきましては、本年5月7日に提出をいただいております。

ジョン氏には、今後、町の観光資源や特産品、イベント等のPR活動にご協力いただき、町の知名度向上や交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、委嘱式の日程につきましては、町のイベント開催にあわせ、現在調整を進めております。